明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示（国土交通一〇三七）　一
〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（経済産業省）　四
国家試験
平成二十六年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
平成二十五事業年度財務諸表（独立行政法人日本学術振興会・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一〇三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第千三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の三第一項の規定に基づき、道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示を次のように定める。

平成二十六年十月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示

第一条　道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路は、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の規定に基づき、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が事業を営む高速道路（同法第二条第二項の高速道路をいう。）であって、別表第一の上欄の道路の種類及び路線名又は路線番号（国道番号、都道府県道番号又は市町村道番号をいう。以下同じ。）に応じ同表下欄に掲げる区間を除くもの（以下「会社区間」という。）、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の規定に基づき設立された地方道路公社が業務（同法第二十一条第一項に定める業務に限る。）を行う道路であって、別表第二の上欄の道路の種類及び路線名又は路線番号に応じ同表下欄に掲げる区間を除くもの（以下「公社区間」という。）、並びに会社区間又は公社区間に含まれない指定区間内の一般国道及び国土交通大臣が管理する高速自動車国道であって、別表第三の上欄の道路の種類及び路線名又は路線番号に応じ同表の下欄に掲げる区間を除くもの（以下「直轄区間」という。）のほか、会社区間、公社区間又は直轄区間に含まれない道路のうち、別表第四の上欄の道路の種類及び路線名又は路線番号に応じ同表の下欄の区間に掲げる区間とする。

第二条　前条の規定に基づき指定される区間は、指定した区間と重複する道路の部分を有する道路でその路線名又は路線番号が掲げられていないものの当該重複する区間を含む。

附　則

この告示は、平成二十六年十月二十七日から施行する。

別表第一

道路の種類及び路線名又は路線番号	区間
一　一般国道百五十八号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　高山市奥飛騨温泉郷平湯にある一般国道百五十八号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））と一般国道百五十八号との交点 二　松本市安曇中ノ湯にある一般国道百五十八号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））と一般国道百五十八号との交点
二　首都高速道路株式会社が事業を営む路線	平成二十六年一月三十一日現在で、車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づく指定がされていない区間の全て
三　大阪府道高速大阪池田線	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　大阪市福島区鷺洲にある大阪府道高速大阪池田線と大阪市道十三号との交点 二　同市西淀川区竹島にある大阪府道高速大阪池田線と大阪市道十号との交点
四　大阪府道高速大阪西宮線	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　大阪市福島区大開三丁目にある大阪府道高速大阪西宮線と大阪市道十三号との交点 二　同市西淀川区佃六丁目にある大阪府道高速大阪西宮線と兵庫県道高速大阪西宮線との交点